

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 別紙のとおり
 法人番号: 別紙のとおり
 住 所: 別紙のとおり
2. 指名停止措置期間: 令和6年7月3日から令和6年9月2日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 東北地方測量部管内
4. 事実概要:

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反業者5社(東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行東北、名鉄観光サービス(株)、(株)JTB、近畿日本ツーリスト(株))を公表し、近畿日本ツーリスト(株)を除く4社に対し排除措置命令を行った。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である東武トップツアーズ株式会社ほか4社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 落合 昇 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 澤 畠 庄 志 電話 029-864-6870 (直通)

別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間
番号	商号又は名称	住 所	
1	東武トップツアーズ株式会社 法人番号4013201004021	東京都墨田区押上1丁目1番2号	自 令和6年 7月 3日 至 令和6年 9月 2日 (2ヵ月)
2	株式会社日本旅行東北 法人番号7370001018972	宮城県仙台市青葉区中央4丁目7番22号	自 令和6年 7月 3日 至 令和6年 9月 2日 (2ヶ月)
3	近畿日本ツーリスト株式会社 法人番号2010001187437	東京都新宿区西新宿2丁目6番1号	自 令和6年 7月 3日 至 令和6年 9月 2日 (2ヶ月)